第二十五条の十三第三十項を次のように改める。

30　法第三十七条の十四第五項第六号ハ⑴に規定する政令で定める金額は、対象非課税口座内上場株式等の購入の代価の額の総額のうち第二十六項第二号に定める金額に係る部分の金額とする。

第二十五条の十三第三十一項中「第三十七条の十四第五項第六号ホ」を「第三十七条の十四第五項第六号ニ」に、「第十三項中」を「同項第十一号中「特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のみ」とあるのは「特定非課税管理勘定のみ」と、「のものを除く」とあるのは「のものに限る」と、「非課税管理勘定又は累積投資勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と、第十三項中「非課税管理勘定又は累積投資勘定」とあるのは「特定非課税管理勘定」と、」に、「第二十七項第二号」を「第二十五項第二号」に改め、同条第三十六項中「第十七項本文」の下に「（第二十四項において準用する場合を含む。）」を加え、「又は前項」を「、第二十五項第三号イ又は前項」に改め、同条第四十二項中「第二十五項第四号イ⑵」を「第二十三項第三号イ」に、「同号イ⑶」を「同号ロ」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第三十八項」を「第三十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項中「第三十七条の十四第三十項」を「第三十七条の十四第二十七項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十九項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十七項の次に次の一項を加える。

38　法第三十七条の十四第二十七項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する基準日（以下この項において「基準日」という。）において同条第二十七項の金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等　当該基準日に当該特定累積投資勘定に受け入れている当該特定累積投資上場株式等の譲渡があつたものとして第二十六項の規定により計算される同項第一号に定める金額のうち当該非課税口座に係る部分の金額

二　特定非課税管理勘定に係る上場株式等　当該基準日に当該特定非課税管理勘定に受け入れている当該上場株式等の譲渡があつたものとして第二十六項の規定により計算される同項第二号に定める金額のうち当該非課税口座に係る部分の金額

第二十五条の十三の二第二項中「若しくはその年の翌年以後に設けられることとなつている勘定」、「又は当該非課税口座（令和六年一月一日において令和五年分の非課税管理勘定が設けられていたものに限る。）に令和六年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合」及び「（当該非課税口座に設けられたその年分の勘定の変更に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」を「又は累積投資勘定」に改め、同条第三項中「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」を「又は累積投資勘定」に改め、同条第五項中「第三十項」を「第三十三項」に改める。

第二十五条の十三の三第一項中「第三十項」を「第三十三項」に改める。

第二十五条の十三の六第二項中「の規定又は」を「若しくは第二十九項後段の規定又は」に、「第二十七項」を「第二十五項第一号若しくは第二号」に改め、同条第三項中「同条第二十項後段の金融商品取引業者等の営業所の長」の下に「、同条第二十七項後段の金融商品取引業者等の営業所の長」を加え、同条第五項中「第二十五条の十三第十七項第二号」の下に「（同条第二十四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）」を加える。

第二十五条の十三の七第一項中「第三十七条の十四第三十一項」を「第三十七条の十四第三十四項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十四第三十四項」を「第三十七条の十四第三十七項」に改める。

第二十五条の十三第四項の表法第三十七条の十四の二第五項第二号ハ⑵に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等の項を次のように改める。

法第三十七条の十四の二第五項第二号ハ⑵に規定する政令で定めるところにより移管がされる上場株式等	第二十五条の十三の八第十二項第五号を同項第七号とし、同項第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の二号を加える。 二　非課税管理勘定が設けられている未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の一月一日から五年を経過する日の翌日において当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管すること。 三　前号の未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該未成年者口座が開設されている同号の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同号の非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を同号の継続管理勘定に移管しないことを依頼する旨、移管しない当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合には、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、同号の規定にかかわらず、当該書類（電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に記載又は記録がされた当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該継続管理勘定に移管しないこと。 第二十五条の十三の八第二十項中「及び第三十七項から第四十一項まで」を「、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」に改め、同項の表第二十五条の十三第十二項（第十一号を除く。）の項中「第二十五項第四号ロ⑵並びに」を削り、同表第二十五条の十三第十二項第十一号の項中

非課税口座内上場株式等（当該二以上の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のみに係る同一銘柄のものを除く。）	未成年者口座内上場株式等
又は累積投資勘定	又は継続管理勘定

を

に改め、同表第二十五条の十三第十三項の項中「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」を「累積投資勘定」に、「又は継続管理勘定」を「継続管理勘定」に改め、同表第二十五条の十三第三十八項の項中「第二十五条の十三第三十八項」を「第二十五条の十三第三十九項」に、「第三十七条の十四第三十項」に改め、同表第二十五条の十三第四十項の項中「第二十七項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同表第二